



6月定例会

平成十五年六月定例会は、六月十一日に開会し、六月二十六日までの六日間にわたって審議を行いました。今定例会では、十名の議員が一般質問を行ったほか、市長から提出された鎌倉市職員の給与に関する条例や鎌倉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例などの一部改正、製造請負契約の締結、平成十五年度一般会計補正予算など十五議案を可決するとともに、教育委員会委員の選任について同意しました。また、議員から提出された「墓地経営許可に関する意見書」の意見書提出議案を可決しました。このほか、陳情三件を採択しました。

条例議案5件を可決

職員給与の暫定削減など

今定例会に市長から、条例の一部を改正するための議案四件と、条例を廃止するための議案一件が提出されました。

議会では審議の結果、鎌倉市職員の給与に関する条例の一部改正議案については多数の賛成により、その他の議案については総員の賛成により可決しました。

議案の内容などについては、次のとおりです。

《条例の一部改正》

◎鎌倉市職員の給与に関する条例

第三次鎌倉市総合計画後期実施計画事業等に係る大幅な財源不足に対応するため、暫定的な職員給与の削減措置を行うとともに、県内各市に比べて高い水準にある技能労務職（清掃作業員、給食調理員など）の給料を見直し、その適正化を図るものです。

その内容は、職員給与の暫定削減についてはその対象を給料及び調整手当とし、平成十五年七月一日から三年間、本来の給料月額から四割を削減するもので、特例として管理職員は五割、一般職及び消防職で職務の級が三級以下の職員は三・五割、技能労務職のうち四級以上の職員は三割、三級以下の職員は二・

五割の削減率とするものです。また、技能労務職の給料の見直しについては給料月額を平均で四千五百円、平均改定率で一割を減額するための給料表の改定を行うものです。

議会では、職員給与の暫定削減について、職員組合との誠意ある交渉が行われなかったため、今回の条例改正は認められないとの意見がありました。また、妥当としませんでした。

◎鎌倉市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例

人件費総体の見直しの一環として、法令または条例に定める附属機関及び諮問機関の委員の報酬を、委員長については日額一万六千五百円から一万二千円に、委員については一万四千五百円から一万円に引き下げるものです。

議会では、今回の改正が非常勤特別職職員の報酬を見直し、他市との均衡を図るものであることから妥当としませんでした。

◎鎌倉市手数料条例

住民基本台帳法の一部改正され、本年八月二十五日から住民基本台帳ネットワークシステムが本稼動することに伴い、住民票の広域交付や住民基本台帳カードの交付に係る手数料の新設等を行うものです。また、鳥獣の

保護及び狩猟の適正化に関する法律が施行されたことに伴い、手数料の名称を変更するものです。

議会では、今回の改正が法令の改正によるものであり、手数料についても国からの通知を踏まえ、本市における類似の手数料や県内各市の手数料との均衡が図られていることから妥当としませんでした。

◎鎌倉市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例

北鎌倉駅の北に位置する丘陵地で、宅地開発による計画的な市街地環境の整備が行われている台亀井地区について、周辺の

住環境と調和するとともに、地区内に残された緑地を保全し、緑豊かで閑静な低層住宅地の形成と保全を図るため、台亀井地区地区計画を都市計画決定したことに伴い、規定の整備を行うものです。

議会では、今回の改正が台亀井地区地区整備計画区域における建築物の制限を規定することで、地区計画の実効性を高めようとするものであることから妥当としませんでした。

《条例の廃止》

◎鎌倉市特別土地保有税審議会条例

地方税法の一部改正により、これまで特別土地保有税の納税義務を免除する場合は是非については、特別土地保有税審議会へ付議すべきとされていた要件が廃止されるとともに、同審議会を廃止することとされたため、この条例を廃止するものです。

《主な内容》

- 議決した議案……………1面
- 一般質問……………2・3面
- 議決した議案……………4面
- 議決した陳情……………4面
- 議決した意見書……………4面

9月定例会は、9月10日(水)に開会予定です

請願・陳情の提出について

本市議会では、各定例会での請願・陳情の審査に当たり、受付期限を設けています。
9月定例会の受付期限は9月9日(火)です。
受付期限内に提出されたものは、9月定例会で審査されます。
上記の受付期限を過ぎて提出されたものは、原則として次回定例会での審査となります。